

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	濃縮個別 03-2 R1
提出年月日	令和3年2月8日

加工施設（ウラン濃縮）設工認の  
仕様表、添付説明書、図面の関係性  
に係る補足説明資料

## 目 次

1. 概要 ..... 1
2. 今回変更となる仕様（仕様表）と関係する添付説明書、図面の整理表 ..... 2
3. 今後の添付説明書で説明が必要な項目のまとめ ..... 3

添付資料-1 今回変更となる仕様（仕様表）と関係する添付説明書、図面の整理表  
（濃縮施設）

（1/29 提出済みであるため、今回添付しない。今後、ヒアリング等を踏まえ、見直しを行い再度提出する。）

添付資料-2 今回変更となる仕様（仕様表）と関係する添付説明書、図面の整理表  
（放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他の加工施設）

添付資料-3 添付説明書で説明が必要となる項目の整理表

○本資料は、令和3年1月29日に提出した補足説明資料「濃縮個別 03-2 R0」に濃縮施設以外の施設（放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他の加工施設）の内容（添付資料-2）及び全体のまとめ（添付資料-3）を追加し、改訂版として提出するものである。（追加箇所を下線で示す。）

○添付資料-1 は、1/29 提出済みであるため、今回添付しない。今後、ヒアリング等を踏まえ、見直しを行い再度提出する。

1. 概要

本資料は、今回の設工認申請書のうち仕様表の「変更後」の記載項目について、添付説明書、図面との関係を示し、今後、添付説明書で適合説明が必要な内容を明確化するためのものである。

以下に今回の補足説明資料の位置付けを示す。

補足説明資料の位置付けについて

確認 手順	資料名称	資料			
		設工認申請書		エビデンス等	
手順 1	濃縮個別 03-1 仕様表の変更 前後に係る補 足説明資料	①主要設備 リスト	「変更前」 の記載内容	「変更後」 の記載内容	a. 既認可設工認 の記載（写し） b. 事業変更許可 申請書の記載 （写し） c. 設計図書の記載 （写し）
		②仕様表	「変更前」 の記載内容	「変更後」 の記載内容	
				手順 2	
手順 2	濃縮個別 03-2 仕様表、添付 説明書、図面 の関係性に係 る補足説明資 料	各添付説明 書	変更に伴う適合説明		
		各図面	変更に伴う図面		



## 2. 今回変更となる仕様（仕様表）と関係する添付説明書、図面の整理表

今回、仕様表の記載項目のうち、「変更前」の記載の妥当性については、「濃縮個別 03-1 仕様表の変更前後に係る補足説明資料」により既認可設工認申請書、事業変更許可申請書等の根拠との紐づけを行うことで示すが、「変更後」の記載については、今後、添付説明書、図面等で適合性の詳細を示す必要がある。

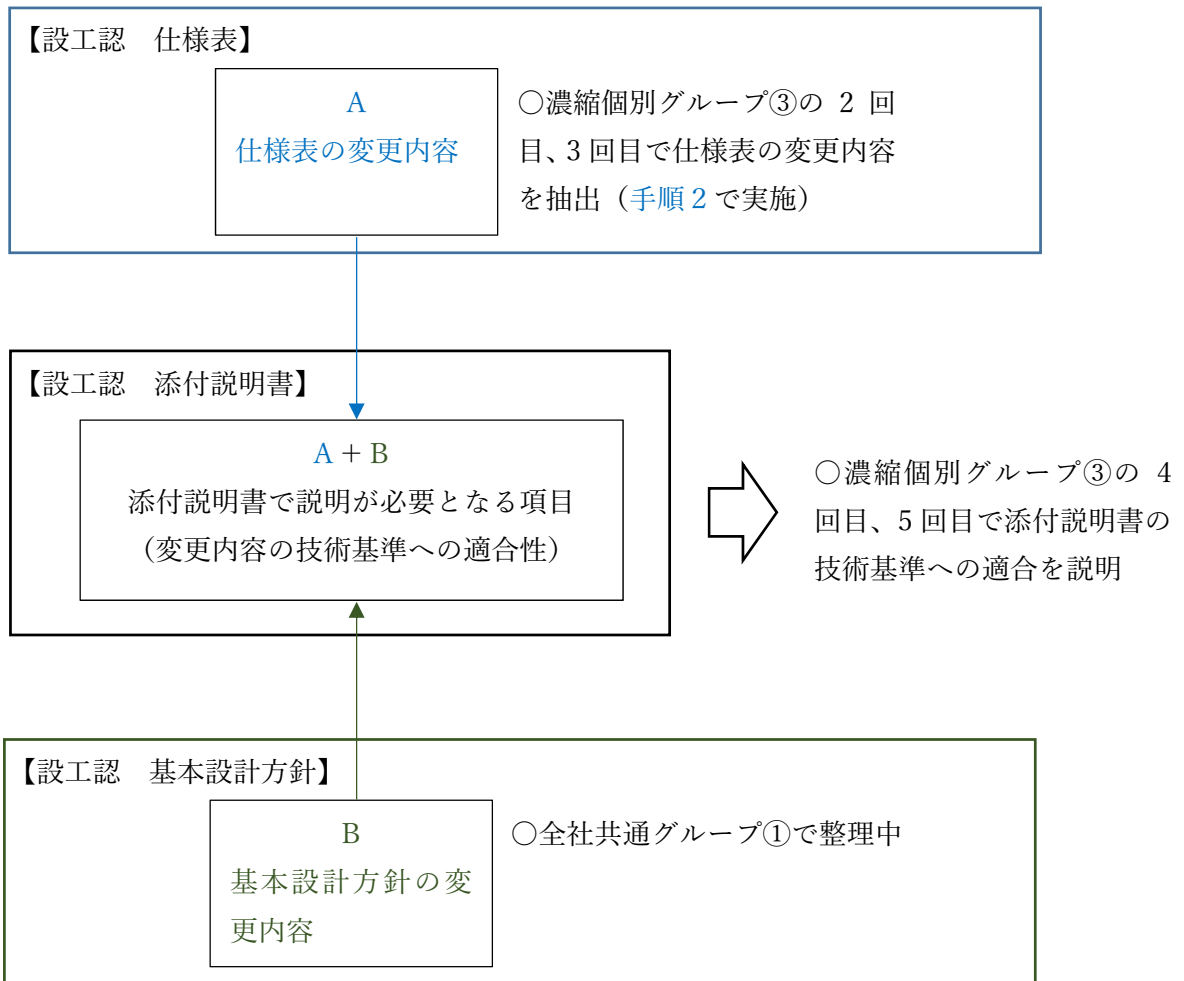
そのため、添付資料-1 の整理表（濃縮施設）、添付資料-2 の整理表（放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他の加工施設）により、仕様表の変更後の記載項目と添付説明書及び図面の関係を示し、今後、添付説明書で適合説明が必要な内容を明確化する。

なお、基本設計方針の変更により添付説明書において、適合性を示す必要があるものについては、全社共通（グループ①）の説明において整理する。

### 3. 今後の添付説明書で説明が必要な項目のまとめ

添付書類の各説明書では、本文の「仕様表の変更内容」及び「基本設計方針の変更内容」について、技術基準に適合していることを漏れなく説明する。

以下に「仕様表の変更内容」、「基本設計方針の変更内容」及び「添付説明書で説明が必要となる項目」との関係を示す。



今回変更となる仕様（仕様表）と関係する添付説明書、図面の整理表（第4回申請（放射性廃棄物の廃棄施設（気体廃棄物の廃棄設備）））

設備	機器名称	今回変更となる仕様（仕様表）の項目				変更となる仕様に対して 技術基準上、添付説明書で説明が必要となるもの （耐震を除く※）	変更となる仕様に係る添付説明書 （次回以降の添付説明書の説明にて詳細を示す。）	変更となる仕様に係る図面	No.	
		項目	単位	変更前	変更後					
気体廃棄物の廃棄設備	1号中間室系排風機	取付箇所	溢水防護上の 配慮が必要な 高さ	mm	-	-	・第十二条 加工施設内における溢水による損傷の防止 （技術基準の新規要求事項である溢水に対し、防護対象に選定 されるが、溢水が滞留しない排気室に設置することから溢水防 護上の配慮が必要な高さは「-」とする。） ・加工施設内における溢水による損傷の防止に関す る説明書 （溢水高さが溢水防護上の配慮が必要な高さ（溢水 許容高さ）を超えないことを第5回申請における溢 水防護及び溢水影響評価にて示す旨を記載）	【配置図】 ・図2.2.1 気体廃棄物の廃棄設備 機器配置概略 図	1	
気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系排風機	取付箇所	溢水防護上の 配慮が必要な 高さ	mm	-	-	同上	同上	【配置図】 ・図2.2.1 気体廃棄物の廃棄設備 機器配置概略 図	2
気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系還気送風機	取付箇所	溢水防護上の 配慮が必要な 高さ	mm	-	-	同上	同上	【配置図】 ・図2.2.1 気体廃棄物の廃棄設備 機器配置概略 図	3
気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系排風機	取付箇所	溢水防護上の 配慮が必要な 高さ	mm	-	-	同上	同上	【配置図】 ・図2.2.1 気体廃棄物の廃棄設備 機器配置概略 図	4
気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質棟系排風機	取付箇所	溢水防護上の 配慮が必要な 高さ	mm	-	-	同上	同上	【配置図】 ・図2.2.1 気体廃棄物の廃棄設備 機器配置概略 図	5
気体廃棄物の廃棄設備	1号局所排風機	取付箇所	溢水防護上の 配慮が必要な 高さ	mm	-	-	同上	同上	【配置図】 ・図2.2.1 気体廃棄物の廃棄設備 機器配置概略 図	6
気体廃棄物の廃棄設備	2号局所排風機	取付箇所	溢水防護上の 配慮が必要な 高さ	mm	-	-	同上	同上	【配置図】 ・図2.2.1 気体廃棄物の廃棄設備 機器配置概略 図	7

※ 耐震に係る条文の適合性、網羅性については、「補足説明資料 耐震評価対象の網羅性について」において、割増し係数が変更となったもの、耐震重要度分類が変更となったものが漏れなく評価されていることを示す。

設備	機器名称	今回変更となる仕様 (仕様表)の項目				変更となる仕様に対して 技術基準上、添付説明書で説明が必要となるもの (耐震を除く※)	変更となる仕様に係る添付説明書 (次回以降の添付説明書の説明にて詳細を示す。)	変更となる仕様に係る図面	No.
		項目	単位	変更前	変更後				
気体廃棄物の廃棄設備	1AB高周波電源室 (1GD-V1002上流) ～ 1AB高周波電源室 (1GD-V1002下流)	最高使用温度	℃	-	40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本ダクトは、第1種管理区域に空気を供給する系統であり、放射性廃棄物を含まない系統であることから、既認可申請においては申請対象外としていた。</li> <li>・廃棄施設に関する技術基準の要求事項に変更はないが、漏えいが発生した場合でも可能な限り建屋内に閉じ込めるため、パワングリとなるダクトから第1種管理区域までのダクト(ダクトを含む)を耐震重要度分類を第1類に変更し、新たに規制対象となる設備として申請するものである。</li> <li>・建屋内に閉じ込める機能を達成するための送排風機停止、ダクト閉止については運用対応である。</li> <li>・上記により、添付説明書で説明が必要となるものはないと整理。</li> </ul>	-	<b>【系統図】</b> ・図1.3.1 気体廃棄物の廃棄設備 系統概略図 ・図1.3.2 気体廃棄物の廃棄設備 系統詳細図(給気、還気ダクト(1階)) ・図1.3.3 気体廃棄物の廃棄設備 系統詳細図(給気、還気ダクト(2階))	8
		流体等の種類	-	-	空気				
		外径	mm	-	750～1200×750				
		厚さ	mm	-	0.6～0.8				
		主要材料	-	-	炭素鋼				
		設置場所	-	-	1AB高周波電源室				
気体廃棄物の廃棄設備	1号給気ダクト (1号中間室系)	最高使用温度	℃	-	40	同上	-	<b>【系統図】</b> ・図1.3.1 気体廃棄物の廃棄設備 系統概略図 ・図1.3.2 気体廃棄物の廃棄設備 系統詳細図(給気、還気ダクト(1階)) ・図1.3.3 気体廃棄物の廃棄設備 系統詳細図(給気、還気ダクト(2階))	9
		流体等の種類	-	-	空気				
		外径	mm	-	750～1200×750				
		厚さ	mm	-	0.6～0.8				
		主要材料	-	-	炭素鋼				
		設置場所	-	-	1AB高周波電源室				
気体廃棄物の廃棄設備	1CD高周波電源室 (1GD-V1012上流) ～ 1CD高周波電源室 (1GD-V1012下流)	最高使用温度	℃	-	40	同上	-	<b>【系統図】</b> ・図1.3.1 気体廃棄物の廃棄設備 系統概略図 ・図1.3.2 気体廃棄物の廃棄設備 系統詳細図(給気、還気ダクト(1階)) ・図1.3.3 気体廃棄物の廃棄設備 系統詳細図(給気、還気ダクト(2階))	10
		流体等の種類	-	-	空気				
		外径	mm	-	750～1200×750				
		厚さ	mm	-	0.6～0.8				
		主要材料	-	-	炭素鋼				
		設置場所	-	-	1CD高周波電源室				

※ 耐震に係る条文の適合性、網羅性については、「補足説明資料 耐震評価対象の網羅性について」において、割増し係数が変更となったもの、耐震重要度分類が変更となったものが漏れなく評価されていることを示す。

設備	機器名称	今回変更となる仕様 (仕様表)の項目				変更となる仕様に対して 技術基準上、添付説明書で説明が必要となるもの (耐震を除く※)	変更となる仕様に係る添付説明書 (次回以降の添付説明書の説明にて詳細を示す。)	変更となる仕様に係る図面	No.	
		項目	単位	変更前	変更後					
気体廃棄物の廃棄設備	(1号給気ダクト～1号中間室迄のつづき)	1CD高周波電源室 (1GD-V1013上流) ～ 1CD高周波電源室 (1GD-V1013下流)	最高使用温度	℃	-	40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本ダクトは、第1種管理区域に空気を供給する系統であり、放射性廃棄物を含まない系統であることから、既認可申請においては申請対象外としていた。</li> <li>・廃棄施設に関する技術基準の要求事項に変更はないが、漏えいが発生した場合でも可能な限り建屋内に閉じ込めるため、パンプダリとなるダンプから第1種管理区域までのダクト(ダンプを含む)を耐震重要度分類を第1類に変更し、新たに規制対象となる設備として申請するものである。</li> <li>・建屋内に閉じ込める機能を達成するための送排風機停止、ダンプ閉止については運用対応である。</li> <li>・上記により、添付説明書で説明が必要となるものはないと整理。</li> </ul>	-	<b>【系統図】</b> ・図1.3.1 気体廃棄物の廃棄設備 系統概略図 ・図1.3.2 気体廃棄物の廃棄設備 系統詳細図(給気、運気ダクト(1階)) ・図1.3.3 気体廃棄物の廃棄設備 系統詳細図(給気、運気ダクト(2階))	11
			流体等の種類	-	-	空気				
			外径	mm	-	750～1200×750				
			厚さ	mm	-	0.6～0.8				
			主要材料	-	-	炭素鋼				
			設置場所	-	-	1CD高周波電源室				
気体廃棄物の廃棄設備	1号給気ダクト～1号発生回収室迄	給気室 (1GD-V2013上流) ～ 排気室 (1GD-V2013下流)	最高使用温度	℃	-	40	同上	-	<b>【系統図】</b> ・図1.3.1 気体廃棄物の廃棄設備 系統概略図 ・図1.3.3 気体廃棄物の廃棄設備 系統詳細図(給気、運気ダクト(2階))	12
			流体等の種類	-	-	空気				
			外径	mm	-	750×750				
			厚さ	mm	-	0.6				
			主要材料	-	-	炭素鋼				
			設置場所	-	-	・給気室 ・排気室				
気体廃棄物の廃棄設備	1号給気ダクト～1号発生回収室迄	給気室 (1GD-V2014上流) ～ 排気室 (1GD-V2014下流)	最高使用温度	℃	-	40	同上	-	<b>【系統図】</b> ・図1.3.1 気体廃棄物の廃棄設備 系統概略図 ・図1.3.3 気体廃棄物の廃棄設備 系統詳細図(給気、運気ダクト(2階))	13
			流体等の種類	-	-	空気				
			外径	mm	-	700×700				
			厚さ	mm	-	0.6				
			主要材料	-	-	炭素鋼				
			設置場所	-	-	・給気室 ・排気室				

※ 耐震に係る条文の適合性、網羅性については、「補足説明資料 耐震評価対象の網羅性について」において、割増し係数が変更となったもの、耐震重要度分類が変更となったものが漏れなく評価されていることを示す。



設備	機器名称	今回変更となる仕様 (仕様表)の項目				変更となる仕様に対して 技術基準上、添付説明書で説明が必要となるもの (耐震を除く※)	変更となる仕様に係る添付説明書 (次回以降の添付説明書の説明にて詳細を示す。)	変更となる仕様に係る図面	No.
		項目	単位	変更前	変更後				
気体廃棄物の廃棄設備	給気室 (1GD-V2012上流) ～ 給気室 (1GD-V2012下流)	最高使用温度	℃	-	40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本ダクトは、第1種管理区域に空気を供給する系統であり、放射性廃棄物を含まない系統であることから、既認可申請においては申請対象外としていた。</li> <li>・廃棄施設に関する技術基準の要求事項に変更はないが、漏えいが発生した場合でも可能な限り建屋内に閉じ込めるため、パンプダリとなるダンプから第1種管理区域までのダクト(ダンプを含む)を耐震重要度分類を第1類に変更し、新たに規制対象となる設備として申請するものである。</li> <li>・建屋内に閉じ込める機能を達成するための送排風機停止、ダンプ閉止については運用対応である。</li> <li>・上記により、添付説明書で説明が必要となるものはないと整理。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>【系統図】</li> <li>・図1.3.1 気体廃棄物の廃棄設備 系統概略図</li> <li>・図1.3.2 気体廃棄物の廃棄設備 系統詳細図(給気、還気ダクト(1階))</li> </ul>	14
		流体等の種類	-	-	空気				
		外径	mm	-	750×750				
		厚さ	mm	-	0.6				
		主要材料	-	-	炭素鋼				
		設置場所	-	-	給気室				
気体廃棄物の廃棄設備	(1号給気ダクト)～(1号発生回収室系)のつなぎ 更衣エリア (1GD-V2002上流) ～ 前室 (1GD-V2002下流)	最高使用温度	℃	-	40	同上	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>【系統図】</li> <li>・図1.3.1 気体廃棄物の廃棄設備 系統概略図</li> <li>・図1.3.2 気体廃棄物の廃棄設備 系統詳細図(給気、還気ダクト(1階))</li> </ul>	15
		流体等の種類	-	-	空気				
		外径	mm	-	1500×1500				
		厚さ	mm	-	0.8				
		主要材料	-	-	炭素鋼				
		設置場所	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更衣エリア</li> <li>・搬送通路</li> <li>・前室</li> </ul>				
気体廃棄物の廃棄設備	放射能測定室 (1GD-V2015上流) ～ 前室 (1GD-V2015下流)	最高使用温度	℃	-	40	同上	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>【系統図】</li> <li>・図1.3.1 気体廃棄物の廃棄設備 系統概略図</li> <li>・図1.3.2 気体廃棄物の廃棄設備 系統詳細図(給気、還気ダクト(1階))</li> </ul>	16
		流体等の種類	-	-	空気				
		外径	mm	-	600×600				
		厚さ	mm	-	0.6				
		主要材料	-	-	炭素鋼				
		設置場所	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射能測定室</li> <li>・搬送通路</li> <li>・前室</li> </ul>				

※ 耐震に係る条文の適合性、網羅性については、「補足説明資料 耐震評価対象の網羅性について」において、割増し係数が変更となったもの、耐震重要度分類が変更となったものが漏れなく評価されていることを示す。

設備	機器名称	今回変更となる仕様 (仕様表)の項目				変更となる仕様に対して 技術基準上、添付説明書で説明が必要となるもの (耐震を除く※)	変更となる仕様に係る添付説明書 (次回以降の添付説明書の説明にて詳細を示す。)	変更となる仕様に係る図面	No.	
		項目	単位	変更前	変更後					
気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室 (1GD-V3002上流) ～ 1号均質室 (1GD-V3002下流)	最高使用温度	℃	-	40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本ダクトは、第1種管理区域に空気を供給する系統であり、放射性廃棄物を含まない系統であることから、既認可申請においては申請対象外としていた。</li> <li>・廃棄施設に関する技術基準の要求事項に変更はないが、漏えいが発生した場合でも可能な限り建屋内に閉じ込めるため、パンダリとなるダンプから第1種管理区域までのダクト(ダンプを含む)を耐震重要度分類を第1類に変更し、新たに規制対象となる設備として申請するものである。</li> <li>・建屋内に閉じ込める機能を達成するための送排風機停止、ダンプ閉止については運用対応である。</li> <li>・上記により、添付説明書で説明が必要となるものはないと整理。</li> </ul>	-	【系統図】 ・図1.3.1 気体廃棄物の廃棄設備 系統概略図 ・図1.3.2 気体廃棄物の廃棄設備 系統詳細図(給気、運気ダクト(1階))	17	
		流体等の種類	-	-	空気					
		外径	mm	-	950～2200×800～950					
		厚さ	mm	-	0.8～1.0					
		主要材料	-	-	炭素鋼					
		設置場所	-	-	1号均質室					
気体廃棄物の廃棄設備	1号給気ダクト (1号均質室系)	放管室 (1GD-V3014上流) ～ モニタエリア (1GD-V3014下流)	最高使用温度	℃	-	40	同上	-	【系統図】 ・図1.3.1 気体廃棄物の廃棄設備 系統概略図 ・図1.3.2 気体廃棄物の廃棄設備 系統詳細図(給気、運気ダクト(1階))	18
		流体等の種類	-	-	空気					
		外径	mm	-	400～500×350～400					
		厚さ	mm	-	0.6					
		主要材料	-	-	炭素鋼					
		設置場所	-	-	・放管室 ・モニタエリア					
気体廃棄物の廃棄設備	放管室 (1GD-V3016上流) ～ モニタエリア (1GD-V3016下流)	最高使用温度	℃	-	40	同上	-	【系統図】 ・図1.3.1 気体廃棄物の廃棄設備 系統概略図 ・図1.3.2 気体廃棄物の廃棄設備 系統詳細図(給気、運気ダクト(1階))	19	
		流体等の種類	-	-	空気					
		外径	mm	-	600×600					
		厚さ	mm	-	0.6					
		主要材料	-	-	炭素鋼					
		設置場所	-	-	・放管室 ・モニタエリア					

※ 耐震に係る条文の適合性、網羅性については、「補足説明資料 耐震評価対象の網羅性について」において、割増し係数が変更となったもの、耐震重要度分類が変更となったものが漏れなく評価されていることを示す。

設備	機器名称	今回変更となる仕様 (仕様表)の項目				変更となる仕様に対して 技術基準上、添付説明書で説明が必要となるもの (耐震を除く※)	変更となる仕様に係る添付説明書 (次回以降の添付説明書の説明にて詳細を示す。)	変更となる仕様に係る図面	No.
		項目	単位	変更前	変更後				
気体廃棄物の廃棄設備	放管室 (1GD-V3013上流) ～ モニタエリア (1GD-V3013下流)	最高使用温度	℃	-	40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本ダクトは、第1種管理区域に空気を供給する系統であり、放射性廃棄物を含まない系統であることから、既認可申請においては申請対象外としていた。</li> <li>・廃棄施設に関する技術基準の要求事項に変更はないが、漏えいが発生した場合でも可能な限り建屋内に閉じ込めるため、パンダリとなるダンプから第1種管理区域までのダクト(ダンプ含む)を耐震重要度分類を第1類に変更し、新たに規制対象となる設備として申請するものである。</li> <li>・建屋内に閉じ込める機能を達成するための送排風機停止、ダンプ閉止については運用対応である。</li> <li>・上記により、添付説明書で説明が必要となるものはないと整理。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>【系統図】</li> <li>・図1.3.1 気体廃棄物の廃棄設備 系統概略図</li> <li>・図1.3.2 気体廃棄物の廃棄設備 系統詳細図(給気、還気ダクト(1階))</li> </ul>	20
		流体等の種類	-	-	空気				
		外径	mm	-	1200×1200				
		厚さ	mm	-	0.8				
		主要材料	-	-	炭素鋼				
		設置場所	-	-	・放管室 ・モニタエリア				
気体廃棄物の廃棄設備	(1号給気ダクト(1号均質室系)のつづき) モニタエリア (1GD-V3019上流) ～ 更衣エリア (1GD-V3019下流)	最高使用温度	℃	-	40	同上	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>【系統図】</li> <li>・図1.3.1 気体廃棄物の廃棄設備 系統概略図</li> <li>・図1.3.2 気体廃棄物の廃棄設備 系統詳細図(給気、還気ダクト(1階))</li> </ul>	21
		流体等の種類	-	-	空気				
		外径	mm	-	400×400				
		厚さ	mm	-	0.5				
		主要材料	-	-	炭素鋼				
		設置場所	-	-	・モニタエリア ・更衣エリア				
気体廃棄物の廃棄設備	モニタエリア (1GD-V3017上流) ～ 分析室 (1GD-V3012下流)	最高使用温度	℃	-	40	同上	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>【系統図】</li> <li>・図1.3.1 気体廃棄物の廃棄設備 系統概略図</li> <li>・図1.3.2 気体廃棄物の廃棄設備 系統詳細図(給気、還気ダクト(1階))</li> </ul>	22
		流体等の種類	-	-	空気				
		外径	mm	-	950～1000×700～950				
		厚さ	mm	-	0.8				
		主要材料	-	-	炭素鋼				
		設置場所	-	-	・モニタエリア ・更衣エリア ・分析室				

※ 耐震に係る条文の適合性、網羅性については、「補足説明資料 耐震評価対象の網羅性について」において、割増し係数が変更となったもの、耐震重要度分類が変更となったものが漏れなく評価されていることを示す。

設備	機器名称	今回変更となる仕様 (仕様表)の項目				変更となる仕様に対して 技術基準上、添付説明書で説明が必要となるもの (耐震を除く※)	変更となる仕様に係る添付説明書 (次回以降の添付説明書の説明にて詳細を示す。)	変更となる仕様に係る図面	No.	
		項目	単位	変更前	変更後					
気体廃棄物の廃棄設備	（1号給気ダクト） （1号均質室） のつづき	モニタエリア (1GD-V3018上流) ～ 分析室 (1GD-V3015下流)	最高使用温度	℃	-	40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本ダクトは、第1種管理区域に空気を供給する系統であり、放射性廃棄物を含まない系統であることから、既認可申請においては申請対象外としていた。</li> <li>・廃棄施設に関する技術基準の要求事項に変更はないが、漏えいが発生した場合でも可能な限り建屋内に閉じ込めるため、パンプダリとなるダンプから第1種管理区域までのダクト（ダンプを含む）を耐震重要度分類を第1類に変更し、新たに規制対象となる設備として申請するものである。</li> <li>・建屋内に閉じ込める機能を達成するための送排風機停止、ダンプ閉止については運用対応である。</li> <li>・上記により、添付説明書で説明が必要となるものはないと整理。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>【系統図】</li> <li>・図1.3.1 気体廃棄物の廃棄設備 系統概略図</li> <li>・図1.3.2 気体廃棄物の廃棄設備 系統詳細図（給気、選気ダクト（1階））</li> </ul>	23
			流体等の種類	-	-	空気				
			外径	mm	-	1000×750				
			厚さ	mm	-	0.8				
			主要材料	-	-	炭素鋼				
			設置場所	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタエリア</li> <li>・更衣エリア</li> <li>・分析室</li> </ul>				
気体廃棄物の廃棄設備	2号給気ダクト （2号均質室） のつづき	給気室 (2GD-V2002上流) ～ ホット予備品室1 (2GD-V2002下流)	最高使用温度	℃	-	40	同上	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>【系統図】</li> <li>・図1.3.1 気体廃棄物の廃棄設備 系統概略図</li> <li>・図1.3.3 気体廃棄物の廃棄設備 系統詳細図（給気、選気ダクト（2階））</li> <li>・図1.3.6 気体廃棄物の廃棄設備 系統詳細図（給気ダクト（1階））</li> </ul>	24
			流体等の種類	-	-	空気				
			外径	mm	-	1300～1650×1200～1650				
			厚さ	mm	-	1.2				
			主要材料	-	-	炭素鋼				
			設置場所	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給気室</li> <li>・ホット予備品室1</li> </ul>				
気体廃棄物の廃棄設備	2号選気ダクト （2号均質室） のつづき	廃棄物前処理室 (2GD-V2003上流) ～ カスケード室前室 (2GD-V2003下流)	最高使用温度	℃	-	40	同上	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>【系統図】</li> <li>・図1.3.1 気体廃棄物の廃棄設備 系統概略図</li> <li>・図1.3.6 気体廃棄物の廃棄設備 系統詳細図（給気ダクト（1階））</li> </ul>	25
			流体等の種類	-	-	空気				
			外径	mm	-	1300～1500×1150～1300				
			厚さ	mm	-	1.2				
			主要材料	-	-	炭素鋼				
			設置場所	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物前処理室</li> <li>・カスケード室前室</li> </ul>				

※ 耐震に係る条文的適合性、網羅性については、「補足説明資料 耐震評価対象の網羅性について」において、割増し係数が変更となったもの、耐震重要度分類が変更となったものが漏れなく評価されていることを示す。

設備	機器名称		今回変更となる仕様 (仕様表)の項目				変更となる仕様に対して 技術基準上、添付説明書で説明が必要となるもの (耐震を除く※)	変更となる仕様に係る添付説明書 (次回以降の添付説明書の説明にて詳細を示す。)	変更となる仕様に係る図面	No.
			項目	単位	変更前	変更後				
気体廃棄物の廃棄設備	(2号給気ダクト (2号発回均質機系) のつづき)	2号第2高周波電源室 (2Gd-V2004上流) ～ 搬送通路 (2Gd-V2004下流)	最高使用温度	℃	-	40	・本ダクトは、第1種管理区域に空気を供給する系統であり、放射性廃棄物を含まない系統であることから、既認可申請においては申請対象外としていた。 ・廃棄施設に関する技術基準の要求事項に変更はないが、漏えいが発生した場合でも可能な限り建屋内に閉じ込めるため、パンダリとなるダクトから第1種管理区域までのダクト(ダクトを含む)を耐震重要度分類を第1類に変更し、新たに規制対象となる設備として申請するものである。 ・建屋内に閉じ込める機能を達成するための送排風機停止、ダクト閉止については運用対応である。 ・上記により、添付説明書で説明が必要となるものはないと整理。	-	【系統図】 ・図1.3.1 気体廃棄物の廃棄設備 系統概略図 ・図1.3.6 気体廃棄物の廃棄設備 系統詳細図 (給気ダクト(1階))	26
			流体等の種類	-	-	空気				
			外径	mm	-	1700×1000				
			厚さ	mm	-	1.0				
			主要材料	-	-	炭素鋼				
			設置場所	-	-	・2号第2高周波電源室 ・搬送通路				
気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系排気フィルタユニット	取付箇所	溢水防護上の配慮が必要な高さ	mm	-	-	・第十二条 加工施設内における溢水による損傷の防止(技術基準の新規要求事項である溢水に対し、防護対象に選定されるが、溢水が滞留しない排気室に設置することから溢水防護上の配慮が必要な高さは「-」とする。)	・加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書(溢水高さが溢水防護上の配慮が必要な高さ(没水許容高さ)を超えないことを第5回申請における溢水防護及び溢水影響評価にて示す旨を記載)	【配置図】 ・図2.2.1 気体廃棄物の廃棄設備 機器配置概略図	27
気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系選気フィルタユニット	取付箇所	溢水防護上の配慮が必要な高さ	mm	-	-	同上	同上	【配置図】 ・図2.2.1 気体廃棄物の廃棄設備 機器配置概略図	28
気体廃棄物の廃棄設備	1号中間室系排気フィルタユニット	取付箇所	溢水防護上の配慮が必要な高さ	mm	-	-	同上	同上	【配置図】 ・図2.2.1 気体廃棄物の廃棄設備 機器配置概略図	29
気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系排気フィルタユニット	取付箇所	溢水防護上の配慮が必要な高さ	mm	-	-	同上	同上	【配置図】 ・図2.2.1 気体廃棄物の廃棄設備 機器配置概略図	30
気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系選気フィルタユニット	取付箇所	溢水防護上の配慮が必要な高さ	mm	-	-	同上	同上	【配置図】 ・図2.2.1 気体廃棄物の廃棄設備 機器配置概略図	31

※ 耐震に係る条文の適合性、網羅性については、「補足説明資料 耐震評価対象の網羅性について」において、割増し係数が変更となったもの、耐震重要度分類が変更となったものが漏れなく評価されていることを示す。

設備	機器名称	今回変更となる仕様 (仕様表)の項目				変更となる仕様に対して 技術基準上、添付説明書が必要となるもの (耐震を除く※)	変更となる仕様に係る添付説明書 (次回以降の添付説明書の説明にて詳細を示す。)	変更となる仕様に係る図面	No.	
		項目	単位	変更前	変更後					
気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質棟系フィルタユニット	取付箇所	溢水防護上の 配慮が必要な 高さ	mm	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第十二条 加工施設内における溢水による損傷の防止 (技術基準の新規要求事項である溢水に対し、防護対象に選定 されるが、溢水が滞留しない排気室に設置することから溢水防 護上の配慮が必要な高さは「-」とする。)</li> <li>・加工施設内における溢水による損傷の防止に関す る説明書 (溢水高さが溢水防護上の配慮が必要な高さ(没水 許容高さ)を超えないことを第5回申請における溢 水防護及び溢水影響評価にて示す旨を記載)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【配置図】</li> <li>・図2.2.1 気体廃棄物の廃棄設備 機器配置概略 図</li> </ul>	32	
気体廃棄物の廃棄設備	1号局所排気フィルタユニット	取付箇所	溢水防護上の 配慮が必要な 高さ	mm	-	-	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>【配置図】</li> <li>・図2.2.1 気体廃棄物の廃棄設備 機器配置概略 図</li> </ul>	33
気体廃棄物の廃棄設備	2号局所排気フィルタユニット	取付箇所	溢水防護上の 配慮が必要な 高さ	mm	-	-	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>【配置図】</li> <li>・図2.2.1 気体廃棄物の廃棄設備 機器配置概略 図</li> </ul>	34

※ 耐震に係る条文の適合性、網羅性については、「補足説明資料 耐震評価対象の網羅性について」において、割増し係数が変更となったもの、耐震重要度分類が変更となったものが漏れなく評価されていることを示す。

今回変更となる仕様（仕様表）と関係する添付説明書、図面の整理表（第4回申請（放射線管理施設（放射線監視・測定設備）））

設備	機器名称	今回変更となる仕様（仕様表）の項目				変更となる仕様に対して 技術基準上、添付説明書で説明が必要となるもの （耐震を除く※）	変更となる仕様に係る添付説明書 （次回以降の添付説明書の説明にて詳細を示す。）	変更となる仕様に係る図面	No	
		項目	単位	変更前	変更後					
放射線監視・測定設備	排気用HFモニタA	取付箇所	溢水防護上の 配慮が必要な 高さ	mm	-	床面+100以上	・第十二条 加工施設内における溢水による損傷の防止	・加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書 （溢水高さが溢水防護上の配慮が必要な高さ（注水許容高さ）を超えないことを第5回申請における溢水防護及び溢水影響評価にて示す旨を記載）	【配置図】 ・図2.3.1 放射線監視・測定設備 機器配置概略図（排気用モニタ、排気用HFモニタ）	1
放射線監視・測定設備	排気用HFモニタB	取付箇所	溢水防護上の 配慮が必要な 高さ	mm	-	床面+100以上	同上	同上	【配置図】 ・図2.3.1 放射線監視・測定設備 機器配置概略図（排気用モニタ、排気用HFモニタ）	2
放射線監視・測定設備	発生回収室 換気用モニタ	取付箇所	溢水防護上の 配慮が必要な 高さ	mm	-	床面+100以上	同上	同上	【配置図】 ・図2.3.2 放射線監視・測定設備 機器配置概略図（換気用モニタ）	3
放射線監視・測定設備	均質室 換気用モニタ	取付箇所	溢水防護上の 配慮が必要な 高さ	mm	-	床面+100以上	同上	同上	【配置図】 ・図2.3.2 放射線監視・測定設備 機器配置概略図（換気用モニタ）	4
放射線監視・測定設備	モニタリングポスト	個数		台	-	3	・「技術基準規則 第十九条 放射線管理施設」の要求事項に変更はないが、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 第十九条 第五項」によるモニタリングポストの電源確保、伝送多様化に関する詳細設計として新たに設工認申請対象とする。	・放射線管理施設に関する説明書 （本施設の周辺監視区域境界付近に空气中の放射性物質濃度等を監視、測定するためのモニタリングポストを設ける旨を記載） （モニタリングポストの測定値は、中央制御室及び緊急時対策所に表示する旨を記載） （モニタリングポストは、非常用電源を有し、伝送系を多様化する旨を記載）	【配置図】 ・図2.3.3 放射線監視・測定設備 機器配置概略図（モニタリングポスト、ダストサンプラ、気象観測機器）	5
	検出器の種類				-	NaI (Tl) シンチレーション				
					-	電離箱				
	計測範囲	NaI (Tl) シンチレーション	$\mu$ Gy/h		-	$10^2 \sim 10^4$				
		電離箱	$\mu$ Gy/h		-	$10^0 \sim 10^2$				
	警報作動範囲	NaI (Tl) シンチレーション	$\mu$ Gy/h		-	$10^2 \sim 10^4$				
		電離箱	$\mu$ Gy/h		-	$10^0 \sim 10^2$				
	取付箇所	設置床（室名称）			-	周辺監視区域境界付近				

※ 耐震に係る条文の適合性、網羅性については、「補足説明資料 耐震評価対象の網羅性について」において、割増し係数が変更となったもの、耐震重要度分類が変更となったものが漏れなく評価されていることを示す。

今回変更となる仕様（仕様表）と関係する添付説明書、図面の整理表（第4回申請（その他の加工施設（非常用設備）））

設備	機器名称	今回変更となる仕様 (仕様表)の項目				変更となる仕様に対して 技術基準上、添付説明書で説明が必要となるもの (耐震を除く※)	変更となる仕様に係る添付説明書 (次回以降の添付説明書の説明にて詳細を示す。)	変更となる仕様に係る図面	No.			
		項目	単位	変更前	変更後							
非常用設備 (非常用電源設備)	2号無停電電源装置	種類		-	-	蓄電池盤 (鉛蓄電池 (セル数: 180))	・第二十四条 非常用電源設備	・非常用電源設備に関する説明書 (設備更新による容量、台数変更において、変更後においても運転状況等の把握を行う計測制御設備等への連続給電に必要な容量、台数を有していることを記載)  ・外形寸法の変更のみであり、添付説明書で説明が必要となるものはないと整理。  ・設置場所における要求はないため、添付説明書で説明が必要となるものはないと整理。	【構造図】 ・図3.4.5 非常用電源設備 構造図 (2号無停電電源装置 (A-1~A-2, B-1~B-2)) ・図3.4.6 非常用電源設備 構造図 (2号無停電電源装置 (C-1~C-2)) 【配置図】 ・図2.4.1 非常用設備 機器配置概略図 (非常用電源設備) 【説明書】 ・非常用電源系説明図	1		
		容量										
		主要寸法	A-1~A-2、 B-1~B-2	インバータ盤	たて	mm					1000	800
					横	mm	5230				1800	
					高さ	mm	1950				1950	
				出力切替盤	たて	mm	1000				800	
					横	mm	5230				1600	
					高さ	mm	1950				1950	
			蓄電池盤	たて	mm	-	900					
				横	mm	-	3800					
				高さ	mm	-	1950					
				C-1、 C-2	インバータ盤	たて	mm				-	950
						横	mm				-	3200
						高さ	mm				-	1950
		出力切替盤	たて		mm	-	950					
			横		mm	-	3600					
			高さ		mm	-	1950					
		蓄電池盤	たて	mm	-	900						
			横	mm	-	4900						
			高さ	mm	-	1950						
個数		台	4	6	・第二十四条 非常用電源設備							
取付箇所		-	<del>非常用電源室</del>	<del>非常用電源室</del> 変更なし 非常用電源室	・設置場所における要求はないため、添付説明書で説明が必要となるものはないと整理。	-						

※ 耐震に係る条文の適合性、網羅性については、「補足説明資料 耐震評価対象の網羅性について」において、割増し係数が変更となったもの、耐震重要度分類が変更となったものが漏れなく評価されていることを示す。  
表中の赤字は申請した仕様表の記載を適正化する内容を示す。



設備	機器名称	今回変更となる仕様 (仕様表)の項目				変更となる仕様に対して 技術基準上、添付説明書で説明が必要となるもの (耐震を除く※)	変更となる仕様に係る添付説明書 (次回以降の添付説明書の説明にて詳細を示す。)	変更となる仕様に係る図面	No.				
		項目	単位	変更前	変更後								
非常用設備 (非常用電源設備)	直流電源設備 (直流110V蓄電池盤)	名称		-	1号直流電源設備 (蓄電池盤)	直流電源設備 (直流110V蓄電池盤)	・機器の更新による名称変更であり、添付説明書で説明が必要となるものはないと整理。	<p>・非常用電源設備に関する説明書 (設備更新による容量、台数変更において、変更後においても運転状況等の把握を行う計測制御設備等への連続給電に必要な容量、台数を有していることを記載)</p> <p>【構造図】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図3.4.7 非常用電源設備 構造図 (直流電源設備 (直流110V蓄電池盤A, B))</li> </ul> <p>【配置図】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図2.4.1 非常用設備 機器配置概略図 (非常用電源設備)</li> </ul> <p>【説明書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源系説明図</li> </ul>	2				
		容量			1200					直流110V蓄電池盤 (A, B) 500	・第二十四条 非常用電源設備		
		主要寸法			1600	直流110V (A, B) たて：1500 横：1800 高さ：1950	・外形寸法の変更のみであり、添付説明書で説明が必要となるものはないと整理。						
		1号直流電源設備 (蓄電池盤)	たて	mm	1800								
			横	mm	4800								
		2号直流電源設備 (蓄電池盤)	たて	mm	1950								
			横	mm	4800								
		個数		台	4					2	・第二十四条 非常用電源設備		
		非常用設備 (非常用電源設備)	直流電源設備 (直流110V充電器盤)	名称		-	1号直流電源設備 (充電器盤)			直流電源設備 (直流110V充電器盤)	・機器の更新による名称変更であり、添付説明書で説明が必要となるものはないと整理。	<p>・非常用電源設備に関する説明書 (設備更新による容量、台数変更において、変更後においても運転状況等の把握を行う計測制御設備等への連続給電に必要な容量、台数を有していることを記載)</p> <p>【構造図】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図3.4.8 非常用電源設備 構造図 (直流電源設備 (直流110V充電器盤A, B))</li> <li>・図3.4.9 非常用電源設備 構造図 (直流電源設備 (共通直流110V充電器盤))</li> </ul> <p>【配置図】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図2.4.1 非常用設備 機器配置概略図 (非常用電源設備)</li> </ul> <p>【説明書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源系説明図</li> </ul>	3
				容量		A	250						
主要寸法					200	直流110V 充電器盤 (A, B) たて：1500 横：2000 高さ：2350	・外形寸法の変更のみであり、添付説明書で説明が必要となるものはないと整理。						
1号直流電源設備 (充電器盤 (A, B))	たて			mm	1500								
	横			mm	2000								
2号直流電源設備 (充電器盤 (A, B))	たて			mm	1500								
	横			mm	2000								
個数				台	6			3	・第二十四条 非常用電源設備				

※ 耐震に係る条文的適合性、網羅性については、「補足説明資料 耐震評価対象の網羅性について」において、割り増し係数が増えたり減ったもの、耐震重要度分類が増えたり減ったものが漏れなく評価されていることを示す。

表中の赤字は申請した仕様表の記載を適正化する内容を示す。

添付説明書で説明が必要となる項目の整理表

【A：仕様表の変更に伴い添付説明書で説明が必要となる項目（濃縮個別03-2で整理した添付説明書で説明が必要となる機器を一覧にしたもの）】

項目	番号	設備区分	技術基準上、添付説明書で説明が必要となる機器	技術基準上、添付説明書で説明が必要となる項目	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条	第二十三条	第二十四条	第二十五条	その他		
					核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	設定根拠		
仕様表の変更内容	1	UF <sub>2</sub> 処理設備	2Aカスケード排気系ブースタポンプ(CS系)	主要材料、容量等	-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●		
	2	UF <sub>2</sub> 処理設備	2号カスケード排気系ブースタポンプ(CB系)	主要材料、容量等	-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	
	3	気体廃棄物の廃棄設備	1号中間室系排風機	取付け箇所(溢水)	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系排風機	取付け箇所(溢水)	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	5	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系還気送風機	取付け箇所(溢水)	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	6	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系排風機	取付け箇所(溢水)	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	7	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室系排風機	取付け箇所(溢水)	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	8	気体廃棄物の廃棄設備	1号局所排風機	取付け箇所(溢水)	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	9	気体廃棄物の廃棄設備	2号局所排風機	取付け箇所(溢水)	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	10	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系排気フィルタユニット	取付け箇所(溢水)	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	11	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系還気フィルタユニット	取付け箇所(溢水)	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	12	気体廃棄物の廃棄設備	1号中間室系排気フィルタユニット	取付け箇所(溢水)	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	13	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系排気フィルタユニット	取付け箇所(溢水)	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	14	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系還気フィルタユニット	取付け箇所(溢水)	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	15	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室系排気フィルタユニット	取付け箇所(溢水)	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	16	気体廃棄物の廃棄設備	1号局所排気フィルタユニット	取付け箇所(溢水)	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	17	気体廃棄物の廃棄設備	2号局所排気フィルタユニット	取付け箇所(溢水)	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	18	放射線監視・測定設備	排気用HFモニタA	取付け箇所(溢水)	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	19	放射線監視・測定設備	排気用HFモニタB	取付け箇所(溢水)	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	20	放射線監視・測定設備	発生回収室換気用モニタ	取付け箇所(溢水)	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	21	放射線監視・測定設備	均質室換気用モニタ	取付け箇所(溢水)	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	22	放射線監視・測定設備	モニタリングポスト	計測範囲、警報動作範囲等	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	23	非常用設備	2号無停電源装置	容量等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	24	非常用設備	直流電源設備(直流110V蓄電池盤)	容量等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	25	非常用設備	直流電源設備(直流110V充電器盤)	容量等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	26	計装設備	地震計	計測範囲、警報動作範囲等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	27	計装設備	製品ガス移送ヘッダ圧力(2号製品コートトラップ)	計測範囲、警報動作範囲等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	28	計装設備	廃品ガス移送ヘッダ圧力(2A廃品コートトラップ)	計測範囲、警報動作範囲等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	29	計装設備	均質槽入口圧力(2号一般ベージ系コートトラップ)	計測範囲、警報動作範囲等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30	計装設備	原料シリンダ槽入口圧力(2号一般ベージ系コートトラップ)	計測範囲、警報動作範囲等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	31	計装設備	温水ユニット温度(2号発生槽)	計測範囲、警報動作範囲等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	32	カスケード設備	遠心分離機(RE-2A後半分)	最高使用圧力、温度等	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
	33	カスケード設備	主要配管(RE-2A後半分)	最高使用圧力、温度等	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
	34	高周波電源設備	2A後半高周波インバータ装置	周波数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	遠心機過回転防止機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

仕様表の変更に伴い説明が必要な項目

【A+B：添付説明書で説明が必要となる項目】

各説明書	I	核燃料物質の臨界防止に関する説明書	●●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	II	放射線による被ばくの防止に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	III	加工施設の耐震性に関する説明書	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	IV	強度に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	V-1-1-1	加工施設の内外部等による損傷の防止に関する説明書	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	V-1-1-2	加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	●●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	V-1-1-3	加工施設の火災防護に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	V-1-1-4	安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	V-1-1-6	加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	V-1-1-7	加工施設の内外部等による損傷防護に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	V-1-1-10	警報設備等に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	V-1-3	放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	V-1-4	放射線管理施設に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
V-1-5	非常用電源設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
V-1-6	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

基本設計方針の変更に伴い説明が必要な項目

【B：基本設計方針の変更に伴い添付説明書で説明が必要となる項目】

基本設計方針の変更内容	今回、基本設計方針で追加、変更となった事項	追加、変更の有無	●	-	●	-	●	-	●	●	●	-	●	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-
			濃縮度管理の変更等	第3回申請で説明済み	地震力の割増し等	第3回申請で説明済み	機器のボルト固定による飛散防止等	第5回申請で対象施設を申請	配管等へのカバー等の追加	コールドトラップ等への防護板の追加等	溢水評価の追加	第3回申請で説明済み	設計基準事故時の環境条件、共用等	(設計方針の変更なし)	第5回申請で対象施設を申請	第5回申請で対象施設を申請	新規のインターロック等	モニタリングポストの伝送多様化等	(設計方針の変更なし)	(設計方針の変更なし)	(設計方針の変更なし)	(設計方針の変更なし)	(設計方針の変更なし)	(設計方針の変更なし)	(設計方針の変更なし)	第5回申請で対象施設を申請
	基本設計方針の変更前後の妥当性等については、全社共通グループ①にて説明するため、濃縮個別グループ②では現時点の事業者の整理に基づき説明する。全社共通グループ①の説明の進捗により見直しが生じた場合は反映し追加で説明を行う。	主な内容																								